

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度
空き家再生等推進事業 補助金審査会設置要綱

平成 28 年 6 月 15 日 住宅都市局長決定

令和 3 年 4 月 15 日 建築住宅局長最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度空き家再生等推進事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項に基づき、補助事業の審査を適正かつ効率的に行うことを目的として、建築住宅局内に設置する「神戸市空き家再生等推進事業補助金審査会」（以下「審査会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(審査会)

第 2 条 審査会は、建築住宅局副局长、同局空家空地活用担当課長、同局企画担当課長、同局安全対策課長、都市局まち再生推進課長及び（一財）神戸すまいまちづくり公社支援課長を委員とする。

2 審査会には会長及び副会長を置く。

3 審査会の会長は建築住宅局副局长をもってあて、副会長は空家空地活用担当課長をもってあてる。

4 会長は必要に応じて委員を招集し、議長として審査会を総括する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 審査会は委員の半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。

7 会長が必要と認める場合には、第 1 項以外の者を委員とすることができる。

8 会長が会議の運営上必要と認める場合は、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

9 委員は、自己の利害に係る議事に参与することはできない。

(審査方法)

第 3 条 審査会における審査は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 委員は別表に定める審査基準に基づき採点を行う。

(2) 委員の採点の平均が 18 点未満である場合は、原則として不採択とする。

(3) 審査会は、採点を基に補助事業の優先順位付けを行い、補助金の交付の対象として採択する補助事業を決定する。

(事務局)

第 4 条 審査会の事務は、建築住宅局政策課で行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月15日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月16日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月25日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月15日より施行する。

別表

審査基準

項目	ポイント
必要性	地域活動の内容は、地域の課題やニーズに応じたものであり、地域にとって必要なものか。
公益性	地域活動の内容は、営利を目的とするものでないか。また、対象者が限定されず、多世代の地域住民が参加することができるなど、不特定多数の住民の利益増進に寄与するものか。
効果	地域活動の内容は、地域コミュニティの維持・再生という目的を達成することが期待できるものか。また、事業経費に見合った効果が期待できるか。
継続性	補助事業の内容並びに地域活動の人員体制及び資金計画等は、その実現及び10年以上の地域活動の継続が可能と見込まれるものか。
独自性・波及効果	地域活動の内容は、新しいアイデアや地域特性に応じた独自の視点・工夫を盛り込んだものか。また先進事例として、他の地域にとって参考になるものか。
対象物件	対象物件について、次のいずれに該当するか。 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家住宅：居住の用途に供されていた住宅（5点） ・併用住宅：居住の用途に供されていた部分が延べ面積の半分以上を超えているもの（4点） ・空き建築物：上記以外の建築物（3点）

審査の点数（6項目×5点＝30点満点）

特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	4点	3点	2点	1点